

Title	東北地方における考古学の成果と蝦夷の種族論
Sub Title	The Ezo (蝦夷) trive in the light of the recent archaeological results in Tohoku District (東北地方) of Japan
Author	清水, 潤三(Shimizu, Junzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.33, No.2 (1961. 2) ,p.37(159)- 72(194)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610200-0037">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610200-0037</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 東北地方における考古學の成果と蝦夷の種族論

清水潤三

- 一、考古學の研究と種族論
- 二、文献に基く蝦夷文化の復原
- 三、東北地方における遺蹟遺物の分布狀況
- 四、文献と遺蹟遺物との對比
- 五、從來の所説とその批判
- 六、私見に基く東北地方古代の考古學的概観
- 七、蝦夷の文化とその種族についての考察

古代蝦夷の種族を明らかにすることの意義については、今さら他言を要しない。筆者は古代蝦夷が今日のアイヌの祖先なるべきことを幾多の觀點から論じてきたのであるが、考古學的な研究については、舊稿のうち方法論的な予見を述べたに止まり、未だ遺蹟遺物に基く具體的な論證を試みるに至らなかつた。今回はからずも見解を公にする機を得たので、ここに重ねて、私見の概要を述べ、大方の叱正を請いたいと思う。

## 一 考古學の研究と種族（人種）論

まず最初に考古學の研究が、種族乃至は人種の異同を明かにする上に、それ自體でどれほどの成果を擧げ得るものか、検討を加えておく要がある。その好例として、古くから問題とされた日本石器時代に關する論争が擧げられる。こ

れについては、多くの學者が幾多の所説を發表されているが、坪井正五郎博士の“コロポツクル説”にせよ、濱田耕作博士の“原日本人説”にせよ、鳥居龍藏、小金井良精兩博士の“アイヌ説”にせよ、遺蹟遺物に基く考古學的論據は極めて不明確であり、古人骨の計測値による體質人類學的研究の成果に壓せられ、清野謙次、長谷部言人兩博士の説く日本人の祖先とする説が、一應定説の如くに取扱われるに至つて<sup>4)</sup>いる。また昭和の一大論争と稱すべき喜田貞吉博士と山内清男氏の對決も、遺蹟遺物の取扱い方において、考古學者である山内氏が勝利を收めたとは云うものの、喜田博士の意圖した“蝦夷アイヌ説”を全く打破し得たとは斷じがたく、繩文文化人をアイヌに非ずとするには清野、長谷部兩博士の人類學的研究を裏付けとする外はなかつたのである。要するに遺蹟遺物に現われた異同は、必ずしも種族のそれの意味しないという、極めて當然な事實が再確認されるに止まり、他方では様式論の陥りがちな缺陷を曝露したにすぎなかつたといえる<sup>5)</sup>。今日東北地方に發見される各種の遺蹟遺物は、たしかにそれ自身では、いずれが蝦夷の殘したものであるかを物語らないであらう。しかし、從來とは別個な觀點—それは方法論的というには、あまりにも簡單なことであるが—からするならば、一應古代蝦夷の遺蹟遺物を指摘することが、必ずしも不可能ではないように思われる。すなわち乏しいながらも、文献に現われたところから蝦夷特有の文化を復原し、その結果を遺蹟遺物と對比することによつて、ある種の遺蹟遺物が蝦夷のそれであることを指摘し得る可能性が生ずるのではなからうか。筆者はこの方法を探ることによつて、文化史的な考察に重點が置かれ、ある地域における文化の發展的段階を捉え得るに止まりがちな考古學の成果と、文献に基く史學研究の示すところとを、はじめて同一對象を用いて比較検討し得る途を開き、さきに引いた喜田山内論争の間隙を埋め、兩者の論點を最終的な對決に導き得ると考えたのである。

## 二 文献に基く蝦夷文化の復原

以上のような觀點に立ちつつ、筆者は古代蝦夷の文化を文献に基いて復原することに努め、三回に亘つて、その結果を本誌上に公表してきたが、改めて、その要點を列擧すれば次の如くである。

- (一) 生業 — 狩獵漁撈の生活を營む採集經濟の段階に止まつている。
  - (二) 衣料 — 絹、綿の製法を知らぬか、少くとも生産が十分であつたとは思われない。
  - (三) 住居 — “冬穴夏櫨”の域を遠く出ていない。
  - (四) 言語 — 日本語とは甚だ異なる夷語を用い、通譯を必要とする。
  - (五) 武器 — 弓矢を主とし、刀劍類は發達していない。
  - (六) 考古學的文化階程 — 石器時代に止まり、鐵器の普及は不十分である。
  - (七) 社會組織 — 未發達（近世の北海道アイヌと同程度）。
- 右の結果から推せば、古代蝦夷の文化は考古學上の石器時代に比定するほかはなく、しかも當時の日本人とは著るしい隔りがあり、言語の異なる點などを併せ考えると、異種族と見るべき可能性が大きいと斷ぜざるを得ない。
- ところが、文献の上には全く異つた記載も見出されるのであつて、それを要約すると次の如くなる。
- (一) 生業 — 農耕民で、中には律令制下の百姓と同一の取扱いを受けるものが少からず存在し、富豪さえ生じて、位階を授かるものも稀ではなかつた。
  - (二) 衣料 — （確たる記事を缺く）。

- (三) 住居 — “宅”の字が用いられているから、日本人と大差なきものであろう。
- (四) 言語 — 前項と同じく通譯を必要とする。
- (五) 武器 — 甲冑刀劍を用いる。

(六) 考古學的的文化階程 — 製鍊技術は不十分かもしれぬが、少くとも鐵製農具を作り得た。

(七) 社會組織 — “村” (“邑”)と記された共同體があつて、その一據點である膽澤の周邊には、少くとも十四村八百余戸があつたと記されているから、相當程度の社會的發展が認められる。

さて、文献に現われた蝦夷に關する二つの相反する記載は、これを如何に解すべきであらうか。この點については、すでに“再び蝦夷について”の一文によつて論じつくしたと思うから、ここには詳細を省くが、結論を述べるならば、右の文献の記述は、いずれも事實を傳えたものであつて、古代蝦夷の文化は單一ではなく、舊來の傳統をそのまま墨守するものと、日本側の進歩した文化を受け入れて、改善を計りつつあつたものとの二者が存在したのであり、少しく詳細に分析すれば、日本文化受容の多少によつて三類に分ち得るものであつた。これが古文献に現われた“田夷” “山夷” “夷”の三者であつたことは、これまた前稿に論じた通りである。それ故、古代の蝦夷には文化の程度を異にした少くとも三種が存在し、それ／＼特色ある遺蹟遺物を残しているに相違なく、加えて、次第に奥地へ進出した日本人の遺蹟遺物が混在しているはずであるから、東北地方の考古學的研究は、慎重な態度のもとに行われるべきことが理解されるであらう。しかも、それ／＼の異つた文化が、若干の時間的空間的なズレを持つとは云え、ほぼ同時に並び在してゐたとすれば、それらの識別は至難の技と云うべく、到底從來の如き、安易な、しかも形式的な研究法を以てしては、十分な成果を擧げ、正確な結論を導くことが望み得ないことも、また明らかとなるであらう。次に今日までのところ東北地

方の遺蹟遺物には如何なるものがあり、それらは如何なる分布を持つかを概観し、且つ文献の教えるところと如何なる關係を示すかを検討してゆく。

### 三 東北地方における遺蹟遺物の分布状況

東北地方には各種の遺蹟遺物が發見されているが、ここでは直接本研究に關係があると思われるもののみを採り上げて検討を加え、その實情を明らかにしてゆきたい。そのため、いわゆる“無土器文化”は論外とし、繩文文化のあるものは省略、ないしは簡単に觸れるに止めた。

#### (1) 繩文文化

東北地方が繩文文化の中樞地區であつたことは疑問の余地がなく、早期以降極めて多數の遺蹟が存在し、遺物にあつても、單にその量が多いばかりでなく、發達の跡が著るしいことは衆知の事實である。さらに晩期の優秀華麗な、いわゆる龜ヶ岡式土器が、この地方において最も顯著であり、宮城縣以北に濃密な分布を持つてゐることは注目すべき現象と云わねばならない。

また、より廣く概観するならば、繩文文化は中期においては中部、關東兩地方にも極めて良く發達してゐたと見なされるが、後期においては中部地方の遺蹟數が激減し、その傾向は特に山岳地帯の長野山梨兩縣下において著るしいものがある。次いで晩期には關東地方において同様の傾向が觀取されるのであつて、安行Ⅲ式土器を出す遺蹟の數、或いは土器自體の數量が極端に減少し、しかも遺物の上に文化の衰えを示す徵證を明瞭に示すに至るのであるが、東北地方においては、晩期に入つても、直ちに衰頹の徵は現われず、大洞<sup>B-C</sup>、同<sup>C<sub>1</sub></sup>、同<sup>C<sub>2</sub></sup>式土器の作られた時代は、正

に縄文文化の最盛期に當つていたと稱して差支えない。しかし、それらの次に編年される大洞A式土器は、漸く様式的に衰退の第一歩を踏み出したものと見てよく、大洞A式に及んでは、關東地方の安行Ⅲ式と同じく、遺蹟においては數の減少、規模の縮小が顯著であり、遺物においても見るべきものに乏しく、縄文文化の急速な没落の傾向を現わしている。もちろん晩期の末には關東地方には千網式、東北地方では福浦島式の如き、いわゆる「續縄文式土器」と名づけられた一群の土器によつて代表される、類似の文化が續いているが、それらは盛時のものとは著るしく異り、わずかに縄文文化の形骸を止めるにすぎないものである。要するに、縄文文化の終末は急激であり、しかも、その時期は中部、關東、東北と、北するに従つて、一期づつズレを生じているかに見えるのである。

右の如き現象は彌生文化以降の、農耕と金屬器を持った、階程上一段と高度の文化が西から起り、東北方へ向つて傳播した事實を裏書きするものと斷じて差支えあるまい。縄文文化は西南から波及した新たな文化の影響を受けつつ、次第にその跡をたつに至つたのであるが、その結果、時間的に見れば、大勢は南に早く、北に遅かつたことは疑いない。この點もまた「龜ヶ岡文化」が東北地方に止まらず、津輕海峽を越えて北海道の西南部にまで分布している事實と共に、考古學よりする古代蝦夷研究に際し、看過しがたきものがある。

## (2) 彌生文化

戦前にはほとんど明らかでなかつた彌生文化の遺蹟遺物も、多年に亘る伊東信雄氏の努力によつて、次第に發見例を増し、東北地方にも彌生文化の浸透を見たことが明らかとなつた。しかし、伊東氏によると遺蹟數は一〇〇<sup>10)</sup>を越えたと云われるが、その大部分は福島縣下にあり、宮城縣南部にもやや密であるが、北半の地方では極めて少く、山形縣三、岩手縣一一、秋田縣四、青森縣二、計二十個所を擧げるに止まつた。ただし最近の研究では北部に四〇個所近

い遺蹟の存在を記され、まだく増加の一途を辿るであろうが、南北の百對二十の比率が大きく變ることはなさそうである。つまり彌生文化は、宮城縣の南部までは一應獨自の文化圏を形成したが、仙臺平野以北には微弱な進出を見せたに止まつたと解してよい。<sup>(43)</sup>また、その境界線が、次の古墳時代のそれと、ほぼ一致する點も見逃し得ないところである。

次に本地方における彌生文化には、他と異つた幾つかの特色を指摘することができる。すなわち農耕―特に稻作を行つたことは炭化米の伴出、土器の靱痕壓痕などから一應認め得るし、石庖丁、片刃石斧などの石器類には彌生式の特徴が明瞭に現われているが、青銅器は未發見であり、鐵器の存在も確認されていない。わずかに岩手縣廣町、福島縣南御山、同棚倉、秋田縣郷林などから出土した、彌生文化に類例の多い細形管玉の穿孔技術から、鐵器の利用を推し得るに止まつている。特に注目すべきは土器であつて、伊東氏によると棚倉式↓柵形式↓櫻井式の編年が可能であるとされ、<sup>(12)</sup>その外に天王山式、田舎館式の二型式が指摘される由であるが、櫻井式を除くと、全てが繩文を附し、磨消繩文手法を好んで用いる點、器形にプロパーの彌生式土器とはかなり相違が見られる點などから推して、いわゆる“接觸式土器”の範疇に入るべきものであり、櫻井式も磨消繩文手法を缺くが、繩文を附す點において、やはり同種のものであることが知られる。この種の古く“接觸式土器”と呼ばれた一群の土器は中部關東兩地方に見られ、繩文文化の優勢な地域に發生している事實から、繩文式土器の傳統を強く殘した彌生式土器とすることに異論はないと思われるが、同時に、その製作者は彌生文化を受容した繩文文化人であつた場合が多かつたであろうことも容易に想定し得るところである。しかも中部はもちろん、關東地方にあつてさえも、純然たる彌生式土器が後期においては顯著に現われているにも拘らず、東北地方にのみ、ほとんどその例を見ないことは、特に注意されねばならない。また石



庖丁の如き彌生文化特有の石器が、仙臺平野以北には確實な出土例に乏しく、かなりプロパーの彌生式土器に近い櫻井式土器が北部地方に極めて少い點も併せ考うべきであろう。

さらに、これら彌生式と認むべき土器と縄文式土器との關係を推し得る事實を求めると、宮城縣崎山圍洞窟において、大洞A式、福浦島式、崎山圍式(棚倉式類似)、榊形圍式の順に層位關係の存在が認められた報告があり、福島縣御代田、宮城縣大泉、同荻田、山形縣上竹野、岩手縣谷起島、同中村、同川岸場、同廣町などにおいては大洞A式、福浦島式が共存していたとされている<sup>(14)</sup>。

要するに、東北地方における彌生文化は、隣接する關東地方とも異つた特殊な様相を示し、西日本のプロパーの彌生文化とは同一に論じがたいものであると同時に、その分布は著るしく南部の福島宮城兩縣に偏り、岩手縣以北においては、果して彌生文化の遍く行われた「彌生文化時代」と稱すべき一時期が存在したか否かを疑わしめることは、否定しがたき事實であろう。かような特殊な彌生文化の存在と、遺蹟遺物の示す特異な様相については、後段において、さらに詳細に論ずるであろう。

### (3) 古墳文化と土師器の文化

畿内を中心に發達したとされ、古墳を標式とする文化も、東北地方に流入したことは明白で、各種の遺蹟遺物が發見されている。土師器の中には古墳に伴わぬものもあると見られるが、便宜一括しておく。まず古墳から検討を加えてゆくが、記述を簡略にするため、福島縣下の古墳は細説を省いた。

#### (a) 古墳

伊東信雄氏が中期古墳に比定されたものには次の諸例がある(○印は圓墳、×は前方後圓墳、〔 〕内は所在地)<sup>(15)</sup>

を示す。南から列記すると、

角田、名取附近—鱸沼（大形○、埴輪圓筒、三個の箱式棺あり。鐵劍<sup>16</sup>）、雷神山（△、全長一六八米）、經ノ塚（○、徑約二八米、形象埴輪、組合石棺、鹿角裝大刀、刀子、櫛）、大塚（大形○）

仙臺市附近—遠見塚（△、全長一一〇米、舟形粘土櫛並列、西櫛上に土師器）、一塚（大形○、堅穴式石室、家形石棺、舶載鳥文鏡、硬玉製勾玉）、兜塚（大形○）、二ツ塚（△）

宮城縣北部—京錢塚〔小牛田〕（△）、青塚〔古川〕（大形○）、念南寺〔色麻〕（△）、御山〔色麻〕（大形○）、夷森〔宮崎〕（大形○）

岩手縣—角塚〔水澤西方〕（△？、埴輪圓筒）

山形縣—西田川郡、東置賜郡に組合石棺をもつもの各一例、山形市、南村山郡に堅穴式石室を有するもの各一例、南村山郡の箱式石棺一例が、一應中期的様相を持った古墳と見なされる。

次に後期古墳と目されるものは相當多數の存在が知られているが、典型的なものは多く福島縣にあつて、宮城縣下には意外に少く、左記の諸例を見るのみであり、岩手縣以北には全く發見されていない。

鷹巣古墳群〔白石〕（横穴式石室）、臺町古墳〔丸森〕（一八〇基群集、六鈴鏡、倣製内行花文鏡、鈴釧、金環、玉類、須惠器）、四反田古墳、大久保古墳〔共に丸森〕（横穴式石室）、山圍古墳〔名取〕（横穴式石室、金銅裝頭椎大刀、水晶切子玉）、法領塚〔仙臺〕（横穴式石室）

また石室のプランが楕圓形ないしは胴張りの強い矩形を呈し、やや變形的な横穴式石室を有する小圓墳がある。その代表的なものは色麻古墳の小圓墳群で二三六基を算え、直刀、耳環、須惠器などを出土し、玉類をほとんど見

ないという。

なお横穴は福島、宮城兩縣下によく發達しているが、岩手縣以北には顯著でない。

**北部の変形古墳** 右に述べた古墳は關東以西の古墳と大差がなく、副葬品に見るべきものが乏しいとは云え、いわゆる古墳文化の直接波及したものと認められるが、岩手縣以北にあつては、他の地方にはほとんど類例を見ない特殊な古墳が散在している。これらは古墳文化の受容に際し、その土地における独自の傳統、ないしは環境によつて歪曲され、著るしい變貌をとげたものと解して誤りないであろう。その好例は岩手縣猫谷地古墳群に見られる特異な石室で、横穴式石室の制を襲つてはいるものの、天井が極めて低く、實際には堅穴式として使用されたものと見なされる。岩手縣熊堂古墳も相似た石室を存しているが、これらは横穴式の形態を模倣しながら、機能の點を完全に無視しているわけであり、古墳文化の理解が十分でなかつたことを曝露している。また石室を持たないもの、一種の礫床を有する例もあるが、いずれも出土品から見ると直刀、玉類、須惠器などを主とし、そこに一應の共通性を指摘し得るから、同様に變形された古墳の類例に加えて差支えない。さらに、それらの中には岩手熊堂例のように和銅錢を出したものがあから、その年代も自づと奈良時代以降に比定されるわけであり、山形縣東置賜郡の二例は、<sup>17)</sup>横穴式石室を持ち、直刀、勾玉、須惠器を出しているが、同時に和銅錢を伴出しているから、東北地方の後期古墳の多くが、西方に比して年代的に下降するものであろうことも、容易に推定し得るわけである。この種の古墳と覺しきものを列記すれば次の如くであり、その分布は岩手縣を主とし、青森、秋田、山形三縣に跨り、南部のプロパーの古墳とは、かなり明瞭な境界を劃している點も示唆に富むものと云えよう。

岩手縣 — 西根〔金ヶ崎〕、猫谷地、蝦夷森〔共に北上〕、蝦夷森〔横川目〕、狄森〔徳田〕、熊堂〔花巻〕（前出）、浮

島〔一方井〕、蝦夷森〔太田村〕

青森縣 — 根城<sup>18)</sup>〔八戸〕

秋田縣 — 錦木〔鹿角〕

なお附記すべきは、主として東北地方に數多く發見される蕨手刀と、その出土古墳に關する問題である。この特殊な鐵刀は、前記の岩手熊堂古墳において和銅錢と伴出しているから、その年代も明らかであるが、副葬されていた古墳には内部構造を缺く（木棺の類であつたかもしれないが）盛土墳と、石室を有した例とがある。學術的調査を経たものは少く、今日筆者の知り得たところでは福島三、宮城六、岩手一三、青森四、山形一二、秋田四、計四二例のうち、岩手縣熊堂古墳が石室をもつ唯一の例であり、青森縣七戸周邊の二―三例が盛土墳の封土内から直接發見されたことを筆者自身確認している程度であるが、恐らく前述の變形古墳と同じ種類のものと思われ<sup>19)</sup>る。

右に述べた本地方の古墳について考察を加えると、次の如き點が指摘されるであろう。

(i) 未發掘で、内部構造が明らかでなく、副葬品についても知るところがない上に、墳丘の形状も前方後圓墳と斷定するには、いささか躊躇される岩手縣水澤市西方の角塚を除くと、伊東氏が中期古墳とされたものも、後期古墳とされたものも一様に、石卷―小牛田―古川―色麻を結ぶ、ほぼ東西の一線に分布の限界が劃され、その以北には全く報告例を見ない。すなわち、われわれが通常「古墳」と呼ぶものは、宮城縣以北においては、ほとんど存在していないことが解る。

(ii) 岩手、青森、秋田縣下に分布する封土を有する墳墓は、ある種の石室を持つものもあり、副葬品から見ても古墳の一種と認められるが、極めて小規模で石室の構造にも特異性があり、一般の古墳の通念からは、除外し

て考うべきものである。その年代も和銅錢、藤手刀をはじめ出土遺物に奈良時代以降と認むべきものがあつて、八世紀を遡らぬものと思われる。

(iii) 主として内部構造に變形化の認められる古墳は、福島、宮城兩縣下にも相當數存在し、東北地方においては、古墳文化の變容が、關東以西の地方とは、かなり相違した形で行われたらしいことは注目しに價する。

(iv) いわゆる藤手刀は右の變形古墳文化の所産であり、それらの築造者と密接な關係を持つものであることが認められる。

以上の諸點は、筆者の研究に重大な論點となるものであり、後段において、さらに詳論を加えたい。

(b) 土師器

東北地方の土師器については氏家和典、櫻井清彦<sup>(21)</sup>兩氏の優れた研究がある。これに私見を加えて考察すると、東北地方の土師器は四種に大別して考えることができるかと思われる。

(i) 最古の土師器——氏家氏の第一型式とされたもので、丸胴、折返口縁をもつものである。宮城縣下の南小泉、鹽釜、古川、田尻、栗駒の各地から少量發見されている。

(ii) 和泉式類似の土師器——氏家氏の第二、第三型式を一括する。關東地方の和泉式に似たもので、福島、宮城兩縣下に多く發見され、仙臺市南小泉の聚落址では、この土器を出土する豎穴が一〇〇基を越えていたという。ただし、分布は宮城縣以北に及ばず、古川—小牛田—栗駒—中新田—中田—中津川を結ぶ線に北限が見られ、その他では秋田縣の由利、西目の二個所で發見されているにすぎない。

(iii) 後期第一型式——氏家氏の第四、第五型式に當る。<sup>(22)</sup>關東地方の鬼高式に似て、胴の長い甕を標式とするが、

特に北部に出土するものは、製作技法の上に著るしい特色が認められ、全く同一でない點が注意される。分布は廣く、福島、宮城はもちろん岩手縣に入つて佐倉河、一方井、今松、爾薩體、青森縣下においても名川町、館村八幡、八戸市根城、小湊町下槻などに出土が知られている。

(iv) 後期第二型式——氏家氏の第六、第七型式、櫻井氏の第Ⅱ様式に當る。糸徹底或いは高臺付の坏を主體とし、壺、高杯を見ない。須惠器、布目瓦に伴う點も前三者とは異なる特色である。分布は廣く宮城以北の各縣に亘り、鹽釜市杉ノ入貝塚、岩手縣の尼澤、花巻市胡四王山、青森縣大三澤、同野邊地、同八重菊などのように貝塚、豎穴から出土すると同時に、陸奥國分寺、多賀城、玉造柵、菜切谷廢寺、膽澤城、秋田城のような、明らかに奈良平安時代の遺址からも發見され、その年代が明瞭にされるもののある點は重大な意義がある。

要するに東北地方の土師器には須惠器を伴わぬものと、伴うものとの二種があり、前者がより古いものであること、特に(i)と(ii)の分布が宮城縣内に止まり、その北限がプロパーの古墳の分布とほぼ同一線上にあること、須惠器を伴うものは、奈良時代以降の城柵、寺院址より出土するという三つの點が、特筆に價すると思われる。

#### (c) 豎穴住居址

次に土師器を出土する豎穴住居址に觸れてみよう。南部には和泉式の土師器を出土するものがあるが、ここでは特に筆者の考察に關係の深い、岩手以北のものを摘出し、煩を避けたいと思うが、それ<sup>(28)</sup>については櫻井清彦氏の研究がある。氏は北部の豎穴住居址について、三種の型式を指摘している。

(i) 第一型式——隅丸方形のプランを持ち、前記の後期第一型式(櫻井氏の第一様式、氏家氏の第Ⅴ型式)の土師器を出土するもので、岩手縣佐倉河、同一方井などに例を見る。もちろん須惠器を伴出しない。

(ii) 第二型式——後期第一型式（櫻井氏の第二様式）の土師器を出土し、須惠器を伴う。プランは方形で、カマドを有し、フイゴ口、鐵滓などが見られて鐵器時代に屬することを示す。分布は北部に限られ、青森縣森田村八重菊例を標式とする。

(iii) 第三型式——後期第一型式の土師器を出土し、須惠器を伴うことは前者に等しいが、擦文土器をも同時に伴出するもの。低い壁を持つか、逆に土壘を廻らしている。カマドを有し、鐵滓を遺存した例がある。青森縣相内、尻屋において發見されており、主に同縣の海岸地帯に分布するらしい。

右に述べたところから、堅穴の型式は出土の土師器の型式に應じて異なるらしいこと、特に北海道に主として發見される擦文土器を併せ出土するものにおいては、特殊な構造を持つことが知られる。

(d) 須惠器

須惠器も東北地方全域から發見されるが、福島縣、宮城縣南部の後期古墳の副葬品を除くと、少くとも宮城縣以北にあつては、土師器の後期第二型式に伴うのであり、奈良平安時代以前に遡るものは見當らぬと云つてよい。須惠器の様式に基く編年研究は、今日なお十分完成されていないと思われるし、特に東北地方のそれについては公表されたものがなく、特別な私見があるわけでもないが、右の見解は、出土遺蹟の示す様相と伴出の土師器の年代觀から動かしがたいと思われる。

(e) その他の遺物

伊東信雄、齋藤忠の兩氏<sup>24</sup>は東北地方における古墳時代文化の浸透を裏書する實例として、石製模造品、勾玉の分布を問題とされているので、ここに簡単に觸れておこう。

石製模造品の出土地は、伊東氏によると福島縣十八、宮城縣八、山形縣四、岩手縣一、青森縣二、秋田縣一、計三十四個所に上る。そのうち古墳より出土した例は福島縣下に限られ、宮城縣の二例が堅穴住居址、他に祭祀遺蹟とされるものが四例あるのみで、それ以外はほとんど遺蹟の性質が明らかでない。特に北部のそれはすべて不明確であり、その種類も秋田縣井岡例が子持勾玉であるほかは、すべて極めて粗製の劍形滑石製品で、通常古墳以外の祭祀遺蹟から出土するものである。但し福島縣下の古墳からは、古墳に通有の、製作がより優れた刀子、斧などが出ている。

勾玉は宮城縣本吉、岩手縣熊堂、同猫谷地、秋田縣錦木が発見の北限であり、メノウ製が大部分で、いわゆるコ字形の末期様式のものである。

以上列記したところは、古代蝦夷文化の文献的研究結果と對比される可能性があると思われる縄文文化以降、土師器關係の遺蹟遺物に及ぶ、東北地方の考古學的研究の成果と、その簡単な考察である。

次に項を改めて本論に入り、文献の示すところと、遺蹟遺物の在り方とを比較検討し、いかなる結果が生まれるかを論ずることとする。

#### 四 文献と遺蹟遺物との對比

さて、前述したところによつて、文献の示すところと、現在までに知り得た遺蹟遺物の實情とが、一應明らかになされたのであるが、文献から復原された蝦夷の文化をもつて、各種遺蹟遺物の、果していずれに對比し得るであろうか。



まず文献の示す蝦夷には、大別して二種の文化が見られた。その第一は狩漁をもつて業となし、鐵器を持たぬもので、石器時代に止まつていたと思われる以上、これに概當する遺蹟遺物といへば、當然縄文文化のそれをあてざるを得ない。もし然りとすれば、縄文文化の晩期が蝦夷本來の個有文化である可能性が大であり、晩期の後半から續縄文文化（福浦島式土器の類を標式とするもの）へと、急速に衰退してゆく事實は、西よりする彌生文化または古墳時代の文化の波及、ないしはその擔當者―すなわち、われわれの直接祖先たちの東北發展に壓迫された歴史的事實を背景として生じたものに相違ない。

次に、彌生文化の遺蹟が、縄文のそれに比して少數であり、しかも主として南半部に止まり、岩手縣以北には散發的にしか分布していない事實は、その方面に新たな文化の浸透が見られたとは云え、この地方の住民が一樣に彌生化された時期―換言すれば“彌生文化時代”の存在を疑わしめる。南部においても、プロパーの彌生式土器が遂に出現していない點は重要で、在來の縄文文化の勢力が強大であつたがために、容易に彌生文化に壓倒されることなく、その一部のみが新しい文化を受容して彌生化したに止まつたものと思われる。縄文彌生兩者の特徴を併せ備えた接觸式土器は、右の如き環境下において、はじめて出現すべきものと信ぜられるからである。<sup>25</sup>かような見地からすると、彌生文化の波及と同時に、この方面において縄文文化が全く跡を絶つたとは斷じがたい。さらに上記の事實から推せば、東方地方に對する彌生文化の壓力は比較的微弱であり、しかも時間的には短期間にすぎなかつたと見るべきであろう。

彌生文化に續いて西方から傳來したのは、恐らく中期古墳文化の流れであろう。ごく初期の古墳（いわゆる古式古墳）は關東地方にも稀であるから、當然のことと思われるが、この中期古墳文化も伊東信雄氏が力説されるほど強力に波及したのではなさそうである。<sup>26</sup>中期的な様相を明示する實例は仙臺附近の遠見塚、一塚の兩古墳にすぎないからであり、

伊東氏が指標とされた前方後圓墳、大形圓墳、埴輪の三者は、關東地方においては後期に普遍的に存在し、埴輪の如きは却て後期において著るしい發達をとげているから、近畿地方の編年的見解を以て考察を加えるべきではない。むしろ古墳文化は後期に至つて強力に持ち込まれたと見るべきであり、しかも、それは石巻—小牛田—色麻を結ぶ線を越えなかつた。この一線は、續紀天平九年四月戊午條に「仍差田夷遠田郡領外從七位上遠田君雄人云々」と見える遠田郡の南部をかすめており、天平年間に軍團が置かれ、最前線の守りであつた玉造柵が色麻にあつたとされ、石巻方面では北上川を遡つた桃生城が天平寶字二年の造營であるから、この一線は天平中期ごろまで、律令政府の北境であつたことは疑いなく、古墳の分布がこの線に止まつている事實は、よく史實に合致するものと云えるのである。また比較的他の地方の土師器と類似した和泉式類似のもの、又はそれ以前と見なされる土師器が、やや分布を擴げつつも、神護景雲元年築造の伊治城北方約十軒の栗駒町を北限としている點も興味深く、プロパーの土師器を出土する地點に、古城柵の跡が窺われるのではなからうか。(一例として登米郡中津山が中山柵に比定されている<sup>(27)</sup>)

要するに、既述の古墳並びに土師器は、その中に蝦夷によつて作られ、使用されたものもあるかと疑われるが、その大部分は大和朝廷の勢力伸長に伴い、日本人植民者の手によつて作られたと見るべきであらう。その間の史料は記紀に現われた蝦夷征討の記事に求めらるべきであり、古墳文化の終末時には、一先ず、石巻—色麻の線まで進出していたこととなるが、この線が天平年間における一連の城柵によつて現わされる最前線とほぼ一致する事實は、年代觀を組立てる時の重要な手がかりとならう。土師器の後期第二型式と、それに伴う須惠器の多くは城柵寺院址より出土する點から見て、日本人の使用したものが大部分であり、奈良時代以降平安時代に亘るものと考えてよい。但し、古墳の場合も同様であるが、蝦夷の中には日本人によく同化して位階を授けられ、官職につく者も少くなかつた。伊治皆麻呂の如きは

その最たるものである。彼等が蔑視されつつも、日本人に同化を希う氣持が強かつた以上、彼等の生活も極力日本化されるように努力がなされたであろうし、彼等の經濟力もそれに見合うものがあつたに相違なく、これら完全に同化した“俘囚”の残した遺蹟遺物が混在していることは疑えぬ。しかし、考古學的に、個個の場合を識別することは不可能であらうし、また、考古學上それほど重大な課題でもない。

次に筆者の興味を、ことさらにそそのものは、石巻―色麻線の北方に、遠く青森縣南部にまで發見される、變容、ないしは著しく變形した古墳類似墳墓の存在である。律令政府の軍隊が膽澤（今日の水澤市周邊）を占領したのは延暦十三年のことであり、弘仁二年には爾薩體の征討が行われ、盛岡南方に徳舟城が築造されたが、水澤以北の確保は短期間にすぎず、それ以後、律令政府の陸奥經營は後退の一途を辿つた。従つて、日本人による古墳の築造が、古くこの方面に行われたはずはなく、ここに問題とする墳墓は蝦夷の手に成つたものに相違ない。その築造者は、恐らく比較的早く文化の改善に目覺めた進歩的な蝦夷たちであろうが、そのような蝦夷が存在したことは文献の記載に基いて蝦夷の文化を復原した際、特に注意を喚起しておいた通りであつて、ここに遺蹟遺物の上から、その確證を得、文献の正確さを裏付け得たわけである。彼等は古墳の實體を深く究めることも出來ず、正確な模倣もなし得ないまま、著るしく變形した墳墓を造らざるを得なかつたのではなからうか。こゝに文化傳播の一樣相を窺い得るのは特筆に價する。なお、すでに古く指摘しておいたように、蝦夷の農民化が推進され、膽澤を中心に、比較的強固な團結が生じたのは奈良時代中期以降と思われるから、これらの特殊な古墳の發生はそれ以前に遡ることができまい。<sup>28)</sup> 和銅錢を出土する例の存する事實（岩手熊堂古墳）は、これを證して余りあるであらう。

蝦夷の第三のタイプ、すなわち前稿に指摘した“山夷”に對比されるものは、律令制との結びつきの如何に重點が置

かれた分類であるから、考古學的には峻別が困難であるかもしれぬ。しかし、「山夷」とあつて、「田夷」に對立するものであるならば、その字義に従う限り、<sup>(29)</sup>非農耕民とすべきであつて、その遺蹟遺物は、やはり縄文文化晩期、乃至は「續縄文文化」のそれに充てるべきであらう。<sup>(30)</sup>もちろん彼等が日本文化に接觸していたことは明らかであるから、畑作その他何等かの形で農耕を身につけつつあつたこと、幕末の北海道奥地アイヌのような段階に達していたことを全く否定するものではない。この意味から晩期又は續縄文時代における水稻以外の農耕の有無は改めて検討さるべきであり、彌生式土器を用いる者の中にこの「山夷」に比定さるべきものが含まれるか否かも今後の課題とならう。<sup>(31)</sup>

かくて文献の示すところと、考古學的に明らかにされた遺蹟遺物とは、極めてよく合致することが知られたのであるが、細部に關しては、まだ疑問を挿む余地が皆無とは云えぬ。その一は分布の問題であつて、例えば岩手縣佐倉河の廣町遺蹟の如く、顯著な彌生文化の奥地における存在、恐らくは古墳と伴つて傳來したであらう土師器の後期第一型式が、岩手縣から青森縣南部にかけて、相當廣く分布する事實、同じく後期第二型式の土師器が一層廣く北方に發見されること、水澤附近に前方後圓墳（角塚）があること、宮城縣本吉、秋田縣錦木などの僻地に古墳が存在する點などは、一應上述の如き結論に疑問を投げかけるものであらう。從來の考古學者の所説は、實はこの點を中心にして論ぜられ、極めて機械的な編年觀と相俟つて、筆者とは逆の結果に導かれていたのである。

## 五 從來の所説とその批判

東北地方の遺蹟遺物のあり方を通じて、東北古代文化發展の跡を辿り、蝦夷の種族論に及び、その日本人たることを立證しようと努力されたのは伊東信雄氏であり、齋藤忠、氏家和典兩氏をはじめ、多くの考古學者が直接間接にその結

論を支持している。それらの所論を要約すれば次の如くなる。

(1) 東北地方の彌生式土器は前期に編年すべきものこそ見當らないが、中期以降は確實にその存在を指摘し得る。従つて縄文文化の終末、彌生文化の開始は、他の地方より土器にして二三型式遅れるのみで、その年代も西日本と大差なく、B.C 一世紀頃と見てよい。

(2) 彌生文化の遺蹟が他に比して必ずしも少くはないから、東北地方の彌生式時代はブランクではない。また彌生式土器が粃の壓痕を有し、炭化米を伴うから、明らかに農耕文化であり、伴出の管玉の穿孔法などから推して、鐵器の使用が認められ、本地方の彌生文化が、他の地方のそれと全く同一のものであることが確實である。

(3) 中期の古墳が水澤附近まで見られるから、史上に蝦夷の根據地とされるこの地方も、五世紀頃には古墳文化に浴していた。

(4) 古墳文化は東北地方全域に及んでいる。勾玉、石製模造品の出土からそれを推すことができる。

(5) 土師器と、それを出土する竪穴も全域に分布する。それには後期古墳に伴うもの(氏家氏の第IV、第V型式)と、城柵址、寺院址から出土し、須惠器を伴うもの(氏家氏の第VI、第VII型式)とがあり、前者が六・七世紀、後者が八・九世紀と絶対年代も明瞭であるが、兩者とも北部地方にも數多く發見され、従つて奥地の住民といえども、この時代において、律令制下の日本人とほぼ同一の文化を享受していたことは明らかである。しかも後者は製鐵技術を有していたから、未開人とはいえない。

要するに、東北地方の文化發展の段階は、わずかに彌生文化の前期が見られぬのみで、全く他の地方と同一であり、それぐの階程の絶対年代も大差なきものと認められるから、文献に現われる蝦夷が石器時代に止まつていたなどは

笑止の沙汰である。他の地方に比して、ことさら文化が遅れていた證左がない以上、蝦夷は日本人であり、單なる邊民にすぎなかつたと見るべきだ、というのである。

しかし、これらの論據が極めて薄弱であり、いかに不確實な前提や、想定の上に立論されているかは、多言を要せずして明白であろう。その幾つかに對する私見は前項までに論じたところで、すでに盡きていると思うし、前稿<sup>(32)</sup>において理論的な面からする疑問はすでに提出済みであるが、いま改めて検討を加えることも徒事ではあるまい。まず、

(1) 各種の文化が段階的に存在した、とのみ考えるところに問題がある。そこには、ある時代には、ある一つの文化しか存在しない、とする先入觀が見られる。それが獨斷にすぎず、各種の異つた文化が同時に共存し得ることは、民族學においては常識であり、文献の記述からも論證し得ること前述の如くである。例えば東北北部における彌生文化遺蹟の數は、たしかに少數である。その時その地方の人口が激減したとする確實な證據を提出し得ない限り―あれほど繁榮した龜ヶ岡文化人が滅亡、ないしは全員移住した事實を立證し得ない限り―一部に彌生式土器を用いる者が生じたけれども、大部分の者は繩文文化を固守していた、と考えるべきではなからうか。特に新しい文化は、彌生にせよ古墳時代のそれにせよ、西南から波及したのであるから、空間的に見るならば、南部に早く北部に遅いのが當然で、彌生文化遺蹟の分布状態はこれと相應している。次の土師器の文化の波及するまで、北部地方が彌生文化一色に塗りつぶされた時期はなかつたのであり、そこには石器時代の繩文文化ないしは續繩文文化が存續していたと考えて、少しの矛盾もない。

(2) 新らたな文化の傳播波及に際し、その受容が必ず一様に行われるとは斷じがたい。紙に水が滲みとおるように、池の波紋が擴がるように行われるならば、少くとも一定地域内においては、異文化共存の現象は起らないであろう

が、事實はこれに反すると考えてよい。従つて、結果的に見るならば、ある文化の分布は一線を以て劃し得るものではなく、特に周邊地區では凹凸が激しく現われても當然といえる。水澤附近に彌生文化の顯著な廣町遺蹟があり、角塚という前方後圓墳（この古墳に關する正確な知識はえられていないが）があり、埴輪を伴うからといつて、さきに述べた古墳文化の石巻―色麻ラインが無意味となるとは思われない。むしろ彌生文化の當時から、この附近に早く新文化を受容した蝦夷があり、後代の強力な“膽澤の蝦夷”の基盤を形成しつつあつたとも解し得る。それだからといつて、水澤以南の蝦夷が、彌生文化の波及した當時から、全て農民化したと斷すべきでないことは再言を要しない。

(3) 狩獵生活者の農民への轉換が困難であることは舊稿<sup>(33)</sup>でも繰返し論じておいた。その轉化を余儀なくしたものが、西方からする日本人の壓迫であつたと認められるが、東北部において彌生文化の浸透が微弱であり、土師器使用の時代に及んで、遺蹟遺物の量を増し、變形された古墳を見るに至る事實は、記紀の所傳、奈良時代以降における對夷政策の活潑化によつて、蝦夷に重壓が加わり、文化改善を餘儀なくされたことを物語るものと見てよい。

(4) 前稿<sup>(34)</sup>において“特殊現象”と名付けた場合も一考を要する。奥地における特殊な遺物の存在、例えば秋田縣下の子持勾玉とか、青森縣下における石製模造品の出土の如きは、普遍的に分布したものは速斷し難い。安倍比羅夫の渡嶋渡航の如く、舟行による場合は遠く奥地への進出も可能であり、その當時の後方羊蹄の政所のように、後代に残らず消滅した根據地も實在したのであるから、奥地における數少い、特殊な遺物をもつて、文化の全面的波及を示すものと速斷することには賛成しかねる。

(5) なお文化の傳播に關して、次の二點を考慮する必要がある。 (i) 文化の諸要素の全てが傳播し受容されるもので

はなく、その間に自づと選擇が行われるであろうこと。その多少は、恐らく新らしい文化擔當者によつて加えられる壓力の強弱に比例するであろう。(ii)傳播の速度は全く不定であつて、そこに何等の時間的基準を見出しがたいこと。むしろ傳播には必ずある時間を必要とする筈である。以上二點を銘記することが肝要である。

次に文化並存の可能性を、改めて理論的に考察してみよう。考古學が異つた遺蹟遺物の先後を研究して相對年代を決定し、相似た特徴を有するものを同一階程にあるものと考え、同一の相對年代を與えることは、極めて當然な處置であり、理論的に正しいと云える。しかも、ある一部において推定された絕對年代を、すべての相對年代を等しくする遺蹟遺物に附與することが誤りであることも自明の理である。ところが、不思議にも、その區別が安易に取扱われ、往々にして相對年代を絕對年代にすりかえて怪しまない場合があるように思われる。それには幾多の理由も擧げられようが、文化の傳播には必ず、いくばくかの時間を要するから、例えばある特定の遺物が發生した中心地と周邊地區においては、同一遺物であつても、必ず時間的な差が存する筈である。従つて、同一型式の土器でさえも、地域を異にすれば、異つた實年代をもつて存在し得ることになる。その時間的ズレの大小は、さきに觸れた通り、全く予測を許さない。わが國において、この點が深く留意されなかつたのは、國土が狭く、傳播に要する時間を過大に見積る必要がないと、漠然と信ぜられたからに外なるまい。しかし、過大といい、過少と見るも、主觀的なものにすぎず、そこに何等の客觀性を認め得ないことは明瞭である。

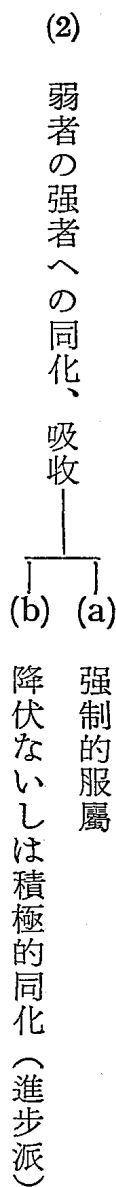
さて、もし右に述べた傳播に要する時間を重視するならば、その波及を待つて受容するに至る間、受容者側は別の型式の土器を使用していたことになる。従つて絕對年代を基準とし、一日とか、一年という短い時間を限つて見るならば、地域毎に異つた土器が使用されている場合が普通であるとも云えよう。もちろん存續期間を考慮せねばならないから、



ある時間的な幅として捉えるべきであろうが、ここに異つた型式の土器なり、文化なりの同時共存の可能性が存することを無視すべきではない。しかも、文化の傳播、受容は上述の通り、機械的にすべてが受け容れられるとは限られず、全く拒否し、無視される場合も皆無とはいえないのであるから、隣接地區といえども、内容の大きく異つた文化の同時併存が可能となつてくる。彌生文化が波及した際に、直ちに繩文文化が消滅したと考えねばならぬ理由が皆無であることが、ここに證明され得たと思う。また、一應空間的な面を主として考察したが、文化の受容が機械的でなかつたとすれば、同一地域における併存も可能とならう。特に農耕民と狩漁民とが、互に生活様式を異にするために、地理的な生活圈を異にし得たならば、一層その可能性が増大するといわねばならぬ。

さらに二種の異文化が接觸した際には、その狀況の如何に應じて、次の如き場合が生ずるであろう。ここにいう勢力の強弱は兩者間における文化の高低差の大小、人數の多少などのファクターによつて決定されるべきものである。

(1) 弱者の逃亡——舊來の文化を固守する（保守派）



(3) 混合、接觸文化の發生——兩者の勢力均衡を原則とする

かような諸現象は、古文献に現われた蝦夷の記事からも立證される。すなわち(2)の(a)は諸國へ分散配置されても容易に王化に浴さなかつた蝦夷であり、早くから農民化し、位階を賜り、郡領に任ぜられた如きものが(2)の(b)であつた。(1)に當るものは奥地の石器時代に止まつたと判斷される蝦夷たちであるし、(3)は、文献上には明らかに現われていないが、接觸様式を示す彌生式土器を残した人々が、それに當ると思われる。これらの蝦夷はある期間、互に共存していたので

あるから、そこに複雑な文化的様相が現われ、それ／＼特異な考古學的遺蹟遺物を残したに相違ない。この理論上の假説と遺蹟遺物の實際についての考察は、第五節において詳記する。

次に、東北地方の遺蹟遺物の絶対年代が、どれほど明らかにされているかを検討すべきであろう。結論を先にするならば、不幸にして、今日筆者の知る限りにおいては、文献より推して建置年代の比較的明らかな城柵、寺院のそれを除き、この地方における遺蹟遺物の絶対年代は、ほとんど確認されていない、と斷じ得る。但し、これは本地方のみについてのことではなく、わが國先史時代の全般に關して共通の問題である。近時ラジオカーボンディングの結果が次々に報ぜられ、繩文文化各期の實年代が提示されているが、大部分は關東地方に關するものに止つて、東北地方に直ちに適用し得るか否かは未知數であり、將來はともかく、今日においては、ラジオカーボンディングそれ自身が、絕對確實であるか否か、これを検討する方法もなく、裏付けすべき事實も知られていないのであるから、その結果に拘束される必要はないといえる。要するに繩文文化の實年代は、今日なお確認されていないのであつて、現在われわれが一應基準とし得ると思われる古代文化の實年代は、貨泉や漢式鏡の出土によつて、彌生文化のある時期が—普通中期といわれる—B.C 一世紀を遡らないこと、中期古墳が五世紀に、後期古墳が六・七世紀に比定されること、などに止まつてゐる。しかも彌生文化の場合は、主として北九州地方、古墳文化のそれは畿内における實年代であり、周邊地方の相似た遺蹟遺物が、果してどの程度の年代差を有するものかについては、これを推すべき資料を缺いている。多くの考古學者は、止むを得ず相對年代を絶対年代に置き換えるか、或いは主觀的に大差なきものと見なして、東北地方における實年代を推定し、論を立てて來た。例えば彌生文化のはじまりをB.C 一世紀とするが如き、中期古墳の年代を畿内と同時と見る如きがそれである。しかし、文化傳播を論じた際に觸れたように、これは飽くまで假説に止まるものであり、他に

少しでも、これに優る有力な根拠が現われた場合には、撤回さるべき性質のものである。北九州における彌生文化の曙をB.C二―三世紀とすることが、すでに確たる論拠があるわけではなく、それが傳播するに要した時間<sup>(35)</sup>が確認されない以上、東北地方の彌生文化がB.C一世紀にはじまったとする説が、單なる推測にすぎないことは明らかであり、土器型式の差が二―三型式に止るから、北九州と東北地方の年代差が大きくないと説く所論も、一型式の土器の存続期間が一定していたとは斷じがたい以上、にわかには信ずることができないわけである。

むしろ、文化傳播の原則に基く時、筆者は彌生文化が西南方から傳來波及したことを認める限り、東北地方におけるその文化の開始期は、他の地方より相當程度遅れているのが當然であり、繩文文化の衰亡が、彌生文化の出現、壓迫に基くものと見なし得る以上、繩文文化の終末が、他の地方に比して、相當程度遅れるものと考えるのが妥當であると思ふ。同様に、古墳の或いは土師器の實年代も、西方に比して必ずより下降するものとして捉えるべきであると信ずる。西方との年代差が大きすぎるとか、小さすぎると思うのは、研究者自體の主觀にすぎず、事實は事實として存在した筈であるが、一應文化がプリミティブであればある程、その差は大であつたと見るべきで、古代文化の傳播には、通常かなりの時間を要したと考えて大過なきものと思う。もちろん常識を越えて短時間であつた場合も理論上は存在し得るが、實證されぬ以上は原則に従うべきである。

右に述べたところから、從來の諸説が頗る薄弱な論據に立ち、一方的な解釋のみに依存する立論を敢てしたものであることが知られたと同時に、第三節に述べた筆者の新らしい解釋が、理論的な根據によつて支持され得るものであることが立證され得たと信ずる。

## 五 私見に基く東北地方古代文化の考古學的概観

いよいよ筆者の東北地方における古代文化の考古學的研究について、結論的な概観を試みる段階に達した。筆者の考古學における研究態度は、すでに縷述したところから明らかであると思われるし、舊稿においても觸れた通りであるが、再び要約するならば、文化現象の複雑性に鑑み、個々の現象を解決するに當つては、でき得る限り原則を發見することに努力してそれに従い、或いは理論上起り得べき幾多の場合を、予め能うる限り想定した上で、その何れに従うべきかを、遺蹟遺物の實際に照らし、或いは文献の記述を参照して決定することにあつたといえる。また遺蹟遺物は黙して語らないから、その扱いの如何によつては多くの非科學的な結論が導かれ得るのであり、それを避けるためには常に別の面からする裏付けを、必ず求めたつもりである。その結果は次の如きものである。

(1) 縄文文化の晩期において、東北地方に彌生文化が波及し、そのため仙臺平野以南に、獨自の特色ある彌生式土器を伴う、新たな文化が生まれたが、仙臺平野以北には十分浸透せず、一部に岩手廣町遺蹟の如き先進コロニーを作るに止まつた。この文化の土器は縄文式土器の特徴を強く残しており、いわゆる「接觸式」の色彩が濃いものである。

(2) 右の事實は彌生文化の壓力が微弱であつた結果と認められ、従つて彌生式遺蹟の少い北部はもとより、南部にあつても、縄文文化、乃至は續縄文文化が並行して存續していたと考えてよい。

(3) 彌生文化の壓力が強く働いていない一つの理由として、その期間が短かつたことが推される。それに引續いて古墳時代の文化が波及して來た。この場合、進んだ文化ほど傳播速度が早い、という原則が適用されようし、中央

に大和朝廷が成立し、東北經營が國家的規模の下に行われ、且つ海路による進出が企てられたことが明白であるから、古墳文化の波及は彌生のそれより遙かに急速であつたと見てよく、従つて彌生文化の存続期間は、西方におけるよりも短縮されたのであろう。

(4) 最初に根を下ろした古墳文化は、中期的様相をもつものであつたかもしれないが、東北地方の古墳は、ほとんどが後期の特徴を示すものであることは既述の通りである。この文化を輸入したものは、記紀の所傳によつて窺うるように、遠征に従つた少數の中央の人たち（日本武命の如き）と、關東地方の豪族であり、（例えば上毛野氏）後者による經營が主體であつたと見なされるから、この地方の古墳文化は、多く關東地方のそれが流入したと考えてよく、後期の遺物と埴輪とが相伴う事實などがこの考察を裏書している。その實年代は畿内の後期古墳が六―七世紀に亘る造營とされる以上、六世紀後半以後ではなからうか。従つて、彌生文化の實年代も終末をこの邊りにおくべきであり、その波及の年代も、あまり古くは遡り得ないであらう。

(5) 古墳及び關東以西のものと相似た特徴を有する古式の土師器の分布が示している通り、古墳時代の文化は石巻―小牛田―古川―色麻を連ねる線のあたりで止まつた。

(6) 文献に従うと、律令政府の軍事力がこの線を突破したのは寶龜―延暦の頃で、八世紀の末である。一方、色麻附近の古墳が極めて末期的な様相を示している點から推すと、古墳の築造は恐らく奈良―平安初期まで續いたのではなからうか。關東地方においても、大化薄葬令以後の奈良時代に比定される末期古墳が存在することは衆知の事實である。従つて、文献の記載と古墳の分布とが一致し、實年代も自づと推定されるわけである。

(7) 右の一線以南に住む蝦夷のうちの進歩派が次第に農民化し、同化して行つたことは、古記録の上から辿り得るが、

すぐ南に接する大崎平野の蝦夷に關しては、續日本紀天平九年四月戊午條に「田夷遠田郡領遠田君男人……、同延曆九年五月庚午條に「陸奥國言。遠田郡領遠田公押入歿云。己既洗濁俗。更欽清化。志同内氏。風俗華上。然猶未免田夷之姓。永貽子孫之恥。伏望。一同民例。欲改夷姓。於是賜姓遠田臣」の如き記載が見られる。それ故、この邊りの古墳の中には彼等の築造したものも含まれているかと思われる。しかし、その百姓に准ぜられたのが、漸く延曆九年（A.D. 七九〇）のことである事實は、決して輕視されぬであらう。

(8) 石卷—色麻の線が確保されたのが、あまり古い時代のことと思われぬのは、經營の中心が名取地方から多賀城に進出したのが、漸く神龜—天平初年のことであつた事實から推される。

(9) 右のライン以北においては、進歩派の蝦夷は文化の日本化に努力しており、獨自の土師器を作り、變形古墳を築造した。その實年代は和銅錢の出土により、奈良時代を遡らない。それらの墳墓に蕨手刀の出土が多い點から見ると、この刀は蝦夷獨自の刀であつたらう。

他方では保守派の蝦夷が次第に減少し、その個有文化—繩文文化が急速に衰退して行つた。大洞A式、福浦島式土器などは、蝦夷が農民化してゆく過程に現われた衰頽様式として説明されるであらう。この見解が正しいとすれば、續繩文土器群の實年代は地域により、個々の遺蹟によつて相當のズレがあつたことになる。むしろ、いつの時代にあつても、そのズレが存したことを考慮すべきなのであり、續繩文文化の終末は八世紀まで下降する可能性があると<sup>38)</sup>思う。（接觸様式の「彌生式土器とされているもの」の中にも、この時期に作られたものが皆無とはいえない。土師器の影響を受けたもの—土師器との接觸様式—が存してもよいからであるが、現實の遺物から指摘することは困難で想定に止まる。）

(10) 蝦夷に對する中央政府の壓迫は、朝鮮半島の放棄と前後して飛躍的に強化され、聖武の治世に至つて一層積極化し、寶龜—延暦年間における膽澤の爭奪戰に至つて最高潮に達した。北部の蝦夷の間における農耕の一般化はそれに應じて活潑化したものと思われる。死活の瀬戸際に追いつめられて、生業の轉換も急速化したであろうことは、舊稿にも指摘しておいた通りである。特に膽澤の地は、遠く彌生文化の時代に農耕文化の傳來した土地で、この地が進歩派の蝦夷の一大據點となつたのも故なきことではなかつた。その際蝦夷の反撃が強力であつた事實は、また彼等の文化が著るしく改善されていたことを裏書きするものである。奥地の土師器は彼等によつてのこされた。

(11) 青森縣下と岩手秋田兩縣の北部並に山地帯には、文献によると日本人の壓力が及びことがなかつた。この地方に龜ヶ岡式土器の遺蹟が最もよく發達し、彌生文化が極めて乏しく、しかも貧弱な變形古墳しか見られず、農耕鐵器の文化が普及したにせよ、土師器或いは堅穴の様式に、南部のそれとは著るしい差異が認められるのは、直接日本人に接觸することが少く、俘囚出身者の指導を受けたにせよ、皮相的な文化の攝取が行われたからに外なるまい。弘仁年間文室綿麻呂が爾薩體の蝦夷を降したが、この方面に積極的な經營の行われた事實はなく、却て、強力な蝦夷の存在が窺われ、元慶の叛亂に見えた出羽の蝦夷は文化的には日本人と異ならない<sup>(39)</sup>。従つて九世紀末には奥地の蝦夷の農民化も相當進んだと見てよく、十一世紀以降の安倍、清原氏を経て、平泉藤原政權という「俘囚國家」とでも呼ぶべきものが生ずるに至つたのも、敢て不思議ではないが、當時の遺蹟遺物は、右の堅穴と土師器(恐らくは氏家氏第Ⅶ様式)に求むべきであると思う。この年代觀については異論もあろうかと思われるが、日本人が直接建設した城柵、寺院の址から出土する土師器が、北部に傳播するに要した時間差が意外に大であつたとすれば、解決されることである。奈良平安時代における東北地方北部には、繩文晩期末、續繩文の土器、各時期の土師器と

堅穴、變形古墳などが、混在していたのであり、次第に歴史時代の農耕文化に統一されてゆく過程における複雑な文化様相が展開していたのであつた。これは文献に現われた奥地蝦夷文化の二元性と相應じているから、同時代共存の關係にあつたことを認めるべきで、従來のように編年的にのみ取扱うべきものではないことが確實である。

## 六 蝦夷の文化とその種族についての考察

以上の各節を通じて論證してきたところによつて、筆者の意圖は概ね達成され得たように思われる。すなわち、史學の成果と考古學の成果とは、従來考えられていたように相背馳するものではなく、互に相應するものであることが知られたのであり、理論上から推定された文化の諸相は遺蹟遺物の上にも明らかに指摘され、文献の記載ともよく合致して、互に相扶けて過去における眞相を傳えると思われるのである。もし、この結論が誤りであつて、従來考古學者によつて信ぜられたような文化觀なり、年代觀なりが正しいとするならば、古記録の記事は、ほとんど虚偽を記したこととなるが、これを立證することが可能であるとは信じ難い。従つて、筆者の見解が容認されるとすれば、史學と考古學の成果を綜合して、蝦夷の文化、ひいてはその種族について、次の如きことが云い得るであらう。

- (1) 蝦夷は本來農耕民ではなく、金屬製利器の使用者でもなかつた。すなわち石器時代人であつたとする外はない。しかも彼等は、極めて有力であり、彌生、古墳兩文化の浸透、すなわち大和勢力の北漸を、石巻―色麻の線において、長期に亘り拒ぎ得た。その蝦夷に對して、新石器時代の文化としては、世界的に見ても、十分な發育をとげたと思われる、繩文晩期の文化（龜ヶ岡式文化）が最もふさわしきものであり、事實それに引續いて、西方的な彌生文化の影響が現れるのであるから、この比定を妨げることは困難であらう。



(2) しかも龜ヶ岡文化は、津輕海峽を挾んで北海道にも分布し、東北―北海道に亘る一大文化圏を形成していたと認められる以上、後代のアイヌの祖先であつた公算が大である。新らしい土師器を出土する堅穴から、北海道の擦文土器を伴出する例が數例指摘されているのも重視すべきで、土師器の使用者が蝦夷であることを示すと同時に、北海道の住民との密接な關係が示されている。<sup>(44)</sup> 後者はアイヌの祖先であろうし、従つて土師器の使用者も等しくアイヌであつたとする可能性が強いわけである。

(3) 文献の示すところでは、蝦夷は毛深く、眼がおちくぼんでいるのが特徴とされ、異種族と見なされていたことが明らかであるが、右の特徴はアイヌのそれと完全に合致するのである。

かくて、筆者が従來論じてきたところと同じく、幾分觀點を變えた本稿における研究の成果も、蝦夷を今日のアイヌの祖先と認むべき點において、全く同一の結論に導かれたのである。

しかしながら、この研究を以てしても、考古學が独自の力で蝦夷の種族論を左右するものでないことを、改めて反省すべきであろう。特に考古學自體においては、個々の遺蹟遺物の絶對年代を知り得る方法―たとえ自然科学の力を借りるにせよ―を進めることが急務であろう。文献の示すところと符合する遺蹟遺物の存在することは確實であり、もはや他言を要しないが、そのみでは、文献の物語るところを容認し得るといふ、ネガティブな協力に止まる。筆者は、もちろん將來の考古學が、必ずや大きく前進して、東北地方古代史の完成に寄與することを信じて疑わないし、またそのために、敢て未熟な論考を筆にしたのであるが、蝦夷の種族論については、史學、言語學、民族學、歴史地理學、人類學<sup>(41)</sup>などの諸科學の一層強力な共同研究が望まれる。それら諸科學の成果が合致して、等しく一個の結論に到達した時、はじめて蝦夷の人種論に終止符が打たれるであろう。本稿はあくまで、その過程における一試論として止まるべきもの

であることは云うまでもない。(一九六〇・十二・六稿)

註

- (1) 拙稿「蝦夷の文化とその種族」史學二五―三、「再び蝦夷について」史學二九―三、「文献に現われた蝦夷の分類的稱呼について―異文化共存に關する一試論」史學三三―一。
- (2) 拙稿「再び蝦夷について」史學二九―三。
- (3) 早慶史學會第八回大會の公開講演において概要を述べた。
- (4) 日本石器時代人論争については、松本芳夫博士著「日本の民族」を参照されたい。
- (5) たとえば小金井良精、坪井正五郎兩博士が繩文式土器の文様と今日のアイヌの文様とを比較して、小金井博士は類似するといひ、坪井博士は然らずと主張して物分れに終つた如きは、その好例である。
- (6) 1に引いた拙稿を参照のこと。
- (7) 史學二九―三所載。
- (8) 「文献に現われた蝦夷の分類的稱呼について」史學三三―一。
- (9) 東北地方における遺蹟遺物とその在り方については、伊東信雄氏の研究に負うところが大きい。中でも同氏「考古學上から見た東北古代文化」(「東北史の新研究」所收)、同氏「宮城縣古代史」等によるところが大きい。
- (10) 同右。
- (11) 伊東信雄氏「東北北部の彌生式土器」文化二四―一。
- (12) 伊東信雄氏「東北」(河出書房「日本考古學講座 四 彌生文化」所收「各地の彌生式土器」中の一項)による。また「宮城縣古代史」では、楯形式↓圓田式↓十三塚式(櫻井式)の編年を考えておられるが、ここでは細かい土器型式編年の當否、細説は重要でない。
- (13) 加藤孝氏「考古學上より見た鹽竈市周邊の遺蹟」(「鹽竈市史」Ⅲ所收)による。
- (14) 10、11に挙げた伊東氏の文献による。

- (15) 9に挙げた文献による。
- (16) 以下( )内に、墳形、内部構造、出土遺物などのうちで、特に重要と認められるものを略記する。「ハ」内は所在地。
- (17) 赤湯町二色根と高島村立林に一基つつ発見されている。
- (18) 昭和三十二年八月慶應義塾大學文學部考古學研究室において發掘調査し、筆者もこれに参加した。この古墳様墳墓は青森縣内における最初の發見であり、古墳文化波及の北限を示すものである。三基を調査し、そのうち二基は内部構造を持たず、一基に一種の礫床と、鐵刀、刀子、鐵鏃、ガラス小玉、耳環などの副葬品を發見した。
- (19) このほか、東北地方には中世の盛土墳が見られるが、ここでは省略に従つた。
- (20) 例えば福島縣相馬郡鹿島町眞野古墳群に見られる。(藤田亮策氏「眞野古墳群調査概報」史學二三―三)。
- (21) 櫻井清彦氏「館址」所載論文、氏家和典氏「東北土師器の型式分類とその編年」歴史一四。
- (22) 氏家氏の第V型式が櫻井氏の第I様式に當ると見てよからう。
- (23) 堅穴住居址の中には室町、桃山時代に降るものがあるが、これらには論及しない。詳しくは「館址」参照。
- (24) 伊東氏前掲論文、10参照。齋藤忠博士「北日本の古代文化―歴史學と考古學との關聯性に關する一問題」古代學二―二。
- (25) 遺蹟遺物の多少は、その文化の發展の程度如何に關係すると共に、他方ではその文化の存續期間とも正比例するわけであるが、東北地方における彌生文化の遺蹟數は、それと直結し、且つ同時に併存した可能性が濃い晩期繩文文化に比して、極端に少ないのであるから、發達不十分に基くと見る方が穩當である。特に北部においてはその地域が彌生文化を迎えて、一舉に無人の地となるような住民の大移動が行われたと考えるべき證左が認められない以上、舊來の繩文文化が並存していた事實を示すものと解した方が合理的であると思う。また同時並存の現象が存在したからこそ、はじめて文化の接觸が行われる點に注意したい。
- (26) 伊東氏前掲書。10参照。
- (27) 興野義一氏「田尻町史」による。
- (28) 拙稿「蝦夷の文化とその種族」(史學二五―三)に論じておいた。
- (29) 律令制下の公用語と認められる以上、これらの文字を遊戲的に用いたと見るよりは、むしろ名義の通りに解して論を進めるべき

であろう。拙稿「文献に現われた蝦夷の分類的稱呼について」参照。

- (30) 蝦夷の中には、律令政府と關係を保ちつつも、農民と認めがたいものがある。例えば續紀靈龜元年十月丁丑條に「蝦夷須賀君古麻比留等言。先祖以來。貢獻昆布。常探此地。年時不闕。今國府郭下。相去道遠。往還累旬。甚多辛苦。請於閑村。便建郡家。同百姓。共率親族。永不闕貢。云々」と見えるのはその一例である。

- (31) 東北地方の彌生式土器には、その器形が縄文式土器に似て、彌生式土器の一大特色である壺と甕の二種が相伴つて主體をなす點が明瞭でないものがあるように思われる。壺と甕は森本氏の云う「貯藏形態と煮沸形態」であつて、穀物の貯藏と蒸煮を目的とする二つの基本形態であるから、當然農作物を主食とする者の間において發達すべきものである。もし、その二形態の分立が不十分であるとすれば、それらの土器使用者は、少くとも長年月に亘り習熟した農耕民ではなかつたと考えてよい。この點に十分な検討が加えられるべきであろう。

- (32) 拙稿「再び蝦夷について」史學二九―三。

- (33) 拙稿「蝦夷の文化とその種族」史學二五―三。

- (34) 拙稿「再び蝦夷について」史學二九―三。

- (35) 中期の彌生式土器が貨泉と伴出するから、中期がA.D一世紀ごろ、それより古い前期の初めは、B.C二―三世紀に遡るだろう、と考へられているにすぎない。

- (36) 倭王武の上表文、日本武命傳説、上毛野田道、上毛野形名の物語などから、その規模の大小はともかく、大和朝廷による東北經營が行われたこと、海路によつた例のあることは、少くとも認められねばならない。

- (37) 日本人の中にも、蝦夷の地にパイオニアとして進出したり、浮浪者となつて逃げ入つたり、蝦夷の側に立つて行動する者があつた。蝦夷の文化改善に、彼等の力があつていないかもしれない。ただし彼等が、例えば古墳の築造法を正確に傳へ得るほど有力な者であつたとは思われない。これら奥地の日本人については拙稿「蝦夷の文化とその種族」史學二五―三中に述べておいた。

- (38) 突然このような年代を提起すると、奇怪な發言と思われるかもしれないが、彌生文化が北九州に發生したのはB.C二―三世紀であるとしても、前期の遠賀川式系の土器が中部地方の西部に及ぶまでに要した時間、さらに中期の土器が、より西方に發して中部地

方に傳播し、更に關東地方を経て、東北地方に及ぶに要した時間を考慮に入れ、東北地方の彌生文化が繩文晩期と並存し、古墳時代から奈良時代に至つて奥地の繩文文化が漸次姿を消すに至つたと考えれば、さして驚くに當らない。彌生文化と接觸した疑いのある關東以西の龜ヶ岡式又は類似の土器の實年代についても、若干の操作を加えて、その存続期間をやや長く見れば、絶對的な障害とはなるまいと思う。關西地方のそれに至つては俘囚の持ち込んだものと考えてよい。ともかく從來考えられたように、西方における晩期土器の存在する事實のみを以て、文献に裏付けられた筆者の想定が、直ちに根底から打破されるとは思われない。

(39) 文室綿麻呂の動きは「以夷制夷」するにあつて、自身戦陣にあつて活動したとは思われない。爾薩體、弊伊の蝦夷は、すでに石器時代に止まる如きものではなかつたであろう。

(40) 拙稿「蝦夷の文化とその種族」参照。

(41) 古人骨に基く體質人類學的研究の結果のみが、蝦夷をアイヌとする説に合致しない。他の諸科學にあつては、積極的な證左は見出されない場合もあるが、少くとも消極的に否定し得ないことが知られ、この點に關する筆者の研究は一應完成を見ている。筆者としては、人類學の今後の發達に注目したいと思う。

(42) 拙稿「蝦夷の文化とその種族」参照。

(43) 東北北部の彌生文化遺蹟には大規模なものが少く、一二の土器を採集したにすぎぬものが含まれている上に、繩文文化遺蹟と重複するものも少くない。これらはむしろ本論文における筆者の所論に有利な事實であると思われる。

(44) 青森縣下に北海道の土器である後北式土器が發見される事事もこの意味から注目されてよい。